

議案第 5 3 号

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地下水の保全に必要な措置を明確にすることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部を改正する条例

大口町地下水の水質保全に関する条例（平成１２年大口町条例第４７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町地下水の保全に関する条例

第１条中「図ることにより」を「図るとともに、砂礫層^{れき}が持つ地下水の涵養機能^{かん}を維持することによって将来にわたって持続的に豊かで」に改める。

第２条第３項中「特定作業を」を「掘削を」に、「特定作業が、」を「掘削が」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 前項の「一団の土地」とは、公が管理する道路、水路又は河川（廃道敷地、廃水路敷地及び廃川敷地は含まない。以下同じ。）で、囲まれた１つの区域とする。ただし、その区域の中に公が管理する道路、水路又は河川を含むものは、一団の土地とみなさない。

第１１条第６項中「防止するため」の次に「及び砂礫層の持つ地下水の涵養機能を保全するため」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の改正規定は、平成２９年１月１日から施行する。

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>大口町地下水の保全に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、掘削跡の埋め戻しに使う土砂による地下水の汚染を防止し、地下水の水質保全を図るとともに、<u>砂礫層が持つ地下水の涵養機能を維持することによって将来にわたって持続的に豊かで良質な飲料水を確保し、もって住民の健康を保持することを目的とする。</u> (定義) 第2条 略 (1)・(2) 略 2 略 (1)～(4) 略 3 第1項の「在来の土砂以外の土砂」とは、<u>掘削を行う土地で採取された土砂以外の土砂をいう。ただし、掘削が一団の土地にわたって行われる場合は、当該一団の土地以外において採取された土砂をいう。</u> 4 <u>前項の「一団の土地」とは、公が管理する道路、水路又は河川（廃道敷地、廃水路敷地及び廃川敷地は含まない。以下同じ。）で、囲まれた1つの区域とする。ただし、その区域の中に公が管理する道路、水路又は河川を含むものは、一団の土地とみなさない。</u> (措置命令) 第11条 略 2～5 略 6 町長は、禁止作業を行った者に対し、埋め戻し及びその埋め戻しに使う土砂による地下水の水質の汚染を防止するため<u>及び砂礫層の</u>	<u>大口町地下水の水質保全に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、掘削跡の埋め戻しに使う土砂による地下水の汚染を防止し、地下水の水質保全を図ることにより<u>良質な飲料水を確保し、もって住民の健康を保持することを目的とする。</u> (定義) 第2条 略 (1)・(2) 略 2 略 (1)～(4) 略 3 第1項の「在来の土砂以外の土砂」とは、<u>特定作業を行う土地で採取された土砂以外の土砂をいう。ただし、特定作業が、一団の土地にわたって行われる場合は、当該一団の土地以外において採取された土砂をいう。</u> (措置命令) 第11条 略 2～5 略 6 町長は、禁止作業を行った者に対し、埋め戻し及びその埋め戻しに使う土砂による地下水の水質の汚染を防止するために必要な措置

新	旧
持つ地下水の涵養機能を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	を執るべきことを命ずることができる。

改 正 要 旨

1 改正の目的

砂利採取における作業中止命令処分取消請求控訴事件の判決の確定に伴い、地下水の保全に必要な措置を明確にするため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 題名

「大口町地下水の保全に関する条例」に改めます。

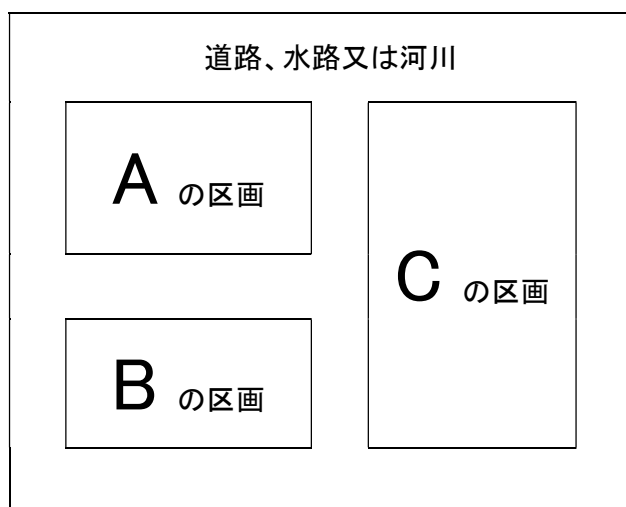
(2) 目的（第1条関係）

水質だけではなく地下水全体の機能を保全するために「砂礫層^{れき}が持つ地下水の涵養機能^{かん}を維持すること」を加えます。

(3) 定義（第2条第4項関係）

「一団の土地」を公が管理する道路、水路又は河川（廃道敷地、廃水路敷地及び廃川敷地は含まない。以下同じ。）で、囲まれた1つの区域とします。ただし、その区域の中に公が管理する道路、水路又は河川を含むものは、一団の土地とみなさないものと明確に定義します。

第2条第4項の「一団の土地」イメージ図



○第2条第4項本文のみの場合は、区画A+区画B+区画Cと捉えることもできます。

○第2条第4項にただし書を加えることによって、区画A、区画B、又は区画Cのいずれかの区画となります。

(4) 措置命令（第 11 条第 6 項関係）

第 6 項において、6 メートル以上掘削した業者に対して「砂礫層の持つ地下水の涵養機能」を保全するために必要な措置として加えます。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 11 条の改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行します。